

# 須恵町子どもの読書活動推進計画

## 第3次計画



令和6年3月

須恵町教育委員会



## はじめに

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律 154 号）」が成立した。この法律に基づき、平成 14 年 10 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定して以降、改訂を重ね、令和 5 年 3 月に「第 5 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が示された。福岡県は、国に呼応する形で「福岡県子どもの読書活動推進計画」を策定し、改訂を重ねてきている。

国や福岡県の考え方を踏まえて、須恵町では、平成 24 年度に「須恵町子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後、平成 30 年度に、「須恵町子どもの読書活動推進計画（第 2 次計画）」を策定した。

本町の第 3 次推進計画は、国の第 5 次推進計画および福岡県の第 4 次推進計画を踏まえたうえで、改めて検討を重ね策定する運びとなった。

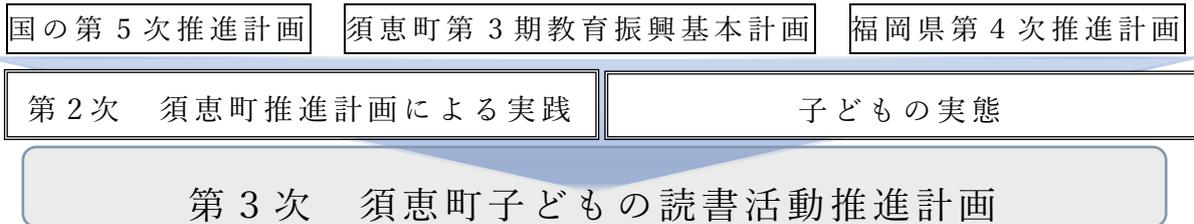
社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代にあって、子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることが求められる。つまり、子どもたちには、生涯学習・社会教育が目指すウェルビーイングの実現のための社会の担い手としての役割が期待されている。このような社会の求め、国の方針の動向、須恵町のこれまでの取組の実際と児童生徒の実態を踏まえたうえで、本町の第 3 次計画を策定し、今後 5 年間の読書活動推進の指針とするものである。

第 3 次推進計画が須恵町における子どもの読書活動の推進に一層意義のあるものになるよう、計画に基づき家庭、地域、学校等をはじめとする関係機関と連携しながら各施策を展開していきたいと考えている。

令和 6 年 3 月 須恵町教育委員会



◇本推進計画の全体構成



<推進計画策定の目的>

すべての子どもがいろいろな場所や機会において、自主的、自発的に取り組むことができる子どもの読書活動を推進する。

<基本方針>

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

<具体的方策>

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #fff9c4;">家庭における読書活動</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)保護者の読書を通じた子育ての意識を醸成</li> <li>(2)ブックスタートの取組</li> <li>(3)家庭での読書活動の支援</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #ffe0b2;">共通事項</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)連携・協力</li> <li>(2)人材育成 (3)普及啓発</li> <li>(4)発達段階に応じた取組</li> <li>(5)学校種間の移行段階の取組と多様な子どもの読書の可能性を広げる取組</li> <li>(6)子どもの読書への関心を高める取組</li> <li>(7)民間のボランティア団体や社会教育団体等の読書活動への貢献</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #c8e6c9;">地域における読書活動</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)町立図書館における読書活動の推進</li> <li>(2)校区コミュニティや自治公民館及び地域文庫における読書活動の推進</li> <li>(3)学童保育や放課後児童クラブにおける読書活動の推進</li> </ul>
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #bbdefb;">学校等における読書活動</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学校図書館の資料の充実</li> <li>(2)「朝の読書」の実施</li> <li>(3)読書ボランティアの活用</li> <li>(4)町立図書館や他の学校との相互貸借による本の活用</li> <li>(5)学校教育における様々な場面で読書活動の推進</li> <li>(6)町内学校間で、情報交換を常に行い、図書館運営の活性化</li> <li>(7)司書教諭や学校司書に対する研修の実施</li> <li>(8)幼稚園、保育所、認定こども園における読書活動の推進</li> </ul>		

# 目 次

◇はじめに

◇本推進計画の全体構成

第1章 計画の策定に当たって	1
1 子どもの読書活動推進の理念	1
2 子どもの読書活動を取り巻く状況	1
3 計画策定の目的・計画の位置付け	1
(1)計画策定の目的	1
(2)計画の位置付け	2
4 計画の対象、期間	2
(1)計画の対象	2
(2)計画の期間	2
第2章 第2次推進計画に基づく取組	2
1 家庭の取組	2
2 地域の取組	3
(1)町立図書館の取組	3
(2)自治公民館に付属する地域文庫の取組	3
3 学校等の取組	4
(1)小中学校の取組	4
(2)幼稚園・保育園・認定こども園の取組	4
第3章 子どもの実態	4
1 全国学力・学習状況調査の結果から見える実態	4
2 新型コロナウイルス感染拡大防止の読書活動へ影響	7
第4章 第3次推進計画の基本方針	7
<基本方針1>不読率の低減	
<基本方針2>多様な子どもたちの読書機会の確保	
<基本方針3>デジタル社会に対応した読書環境の整備	
<基本方針4>子どもの視点に立った読書活動の推進	

第5章 具体的方策	8
1 共通事項	8
(1)連携・協力	8
(2)人材育成	8
(3)普及啓発	9
(4)発達段階に応じた取組	9
(5)学校種間の移行段階の取組と多様な子どもの読書の可能性を広げる取組	9
(6)子どもの読書への関心を高める取組	10
(7)民間のボランティア団体や社会教育団体等の読書活動への貢献	11
2 家庭における読書活動	11
(1)保護者の読書を通じた子育て意識の醸成	11
(2)ブックスタートの取組	11
(3)家庭での読書活動の支援	11
3 地域における読書活動	11
(1)町立図書館における読書活動の推進	11
(2)校区コミュニティや自治公民館及び地域文庫における読書活動の推進	14
(3)学童保育や放課後児童クラブにおける読書活動の推進	14
4 学校等における読書活動	14
(1)学校図書館の資料の充実	14
(2)「朝の読書」の実施	15
(3)読書ボランティアの活用	15
(4)町立図書館や他の学校との相互貸借による本の活用	15
(5)学校教育における様々な場面で読書活動の推進	15
(6)町内学校間で、情報交換を常に行い、図書館運営の活性化	15
(7)司書教諭や学校司書に対する研修の実施	15
(8)幼稚園、保育所、認定こども園における読書活動の推進	16

—付録—

(別紙資料1) 子どもの読書活動の推進に関する法律	17
(別紙資料2) 子どもの読書への関心を高める取組事例	19
(別紙資料3) 読書に関する発達段階の特徴	21

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 子どもの読書活動推進の理念

国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）」において、読書活動の推進に関する基本理念を示し、国、地方団体は、積極的に環境整備を進めていく責務を明らかにしている。

本法律において、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであること」とし、「全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進されなければならない」と述べている。

### 2 子どもの読書活動を取り巻く状況

我が国においては少子高齢化の進展に加え、人口減少社会の到来という歴史的な転換期を迎え、核家族化とも相まって、家庭や地域において子どもたちの成長を支える基盤が弱くなってきた。電子書籍元年と言われた平成22年以降、スマートフォンやパソコンをはじめとするICT機器を利用した新しい形の読書が普及し始めてきた。子どもたちがICT機器を利用する時間は、増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、文章の構造や内容を的確に捉えながら読み解くことが少なくなってきた。

第2次計画の策定以降、子どもを取り巻く環境変化として、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められている。一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性も否定できない。

### 3 計画策定の目的・計画の位置付け

#### (1) 計画策定の目的

すべての子どもがいろいろな場所や機会において、自主的、自発的に取り組むことができる子どもの読書活動を推進する。

子どもにとっての読書活動は、子どもが成長していく上で必要な読解力、想像力、思考力、表現力等を育み、心を豊かにし、自己を形成する上で、欠くことのできないものである。教養、価値観、感性などを豊かにするなど、人間形成にも大きな役割を持っている。このように、計り知れない価値を持っている子どもの読書活動は、幼い頃から習慣化することが大切である。

そのためには、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっ

ていくことが必要となる。すべての子どもがいろいろな場所や機会において、自主的、自発的に取り組むことができる子どもの読書活動を、須恵町全体として取り組んでいく。

## (2)計画の位置付け

令和5年4月に「第3期 須恵町教育振興基本計画（令和5年度～令和8年度）」が公示された。ここで示された教育理念、施策のもと、子ども読書活動推進計画（第3次計画）を策定する。

## 4 計画の対象、期間

### (1)計画の対象

本計画では、おおむね18歳以下の全ての子どもを対象とする。

### (2)計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和10年度までの5年の計画とする。ただし、計画期間中であっても、子どもの読書環境の変化、社会経済状況の変化、町民のニーズ、国や福岡県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 第2章 第2次推進計画に基づく取組

第2次須恵町子ども読書活動推進計画による取組は、次の3つの基本方針のもと、意図的総合的に推進された。

- (1)家庭・地域・学校・保育園・幼稚園等における子どもの読書活動の推進
- (2)図書館間および学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- (3)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

ここでは、具体的にどのような実践がなされたかを述べる。なお、項目立てについては、第3次推進計画を見越して、より対比的に捉えられるように設定した。

### 1 家庭の取組

家庭では、保護者の子どもの読書への関わり方が子どもの読書活動へ影響を与える。子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会を提供することが読書活動の推進において重要である。特に、乳幼児期は、大人の子どもの語りかけや、絵本の読み聞かせなどによって親子の絆が深まり、本と親しむことによって、子ども読書活動の基礎がつくられていく。

本町においては、健康増進課が行っている4か月健診に合わせて、ブックスタート事業を長年にわたり行っており、いずれの保護者も熱心に参加している。「家読(うちどく)」については、学校及び町立図書館から年齢に応じた推奨本を紹介している。共働きの世帯の増加に伴い、「保護者と一緒に読書」という習慣が少なくなってきたのではないかと懸念される。また、学年が進むにつれて、塾や習い事などで多くの時間を割き、家庭でゆとりをもって読書する習慣づくりに影響しているものと

思われる。

## 2 地域 の 取組

### (1) 町立図書館の取組

町立図書館は、読書の専門機関であり、積極的な読書活動計画の推進・支援が求められている。

- ①レファレンス、読書相談に積極的に対応した。
- ②図書館ガイダンスとして、図書館の使い方、本の調べ方などの説明に努めた。
  - ・パンフレット配布及びホームページに利用案内を掲載
  - ・子ども用の利用案内パンフレットを見学に来た小学生に配布
- ③ヤングアダルトコーナーを充実させるとともに町の広報誌やホームページ上で推薦図書の紹介を行った。
- ④創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会をつくった。
  - 各種おはなし会 ○もくもく積み木遊び ○小学生の館内見学の受け入れ
  - 子ども読書に関する講座などの開催
- ⑤毎年小中学生を対象とした読書リーダー養成講座を開催した。
- ⑥他市町村の図書館、学校、幼稚園、保育所など、関連施設との情報交換及び連携を行った。
  - 福岡地区公共図書館協議会、糟屋区公共図書館協議会などの場で情報交換
  - 町内学校図書館司書部会及び学校教育課との定例協議会などの場で情報交換
- ⑦学校図書館や幼稚園、認定こども園、保育園等に対して、団体貸出（リクエスト貸出及び長期貸出）を行った。
- ⑧県立図書館等と連携して、情報交換会や研修会へ参加し、職員の資質の向上に努めた。コロナ禍以降は、オンライン参加などの新たな試みにも参加した。
- ⑨赤ちゃんに絵本を手渡すブックスタート事業は、保護者が赤ちゃんと向き合い乳幼児期から絵本を通して、ふれあいの時間を過ごすための環境づくりに努めた。ただし、コロナ禍にあっては、従来行っていた保護者乳児を前にした読み聞かせは実施できなかった。
- ⑩近年、ICT化が進行している中で、全国的に Wi-Fi 環境を整備した図書館が増加をしているが、町立図書館には、一定時間ではあるが、Wi-Fi が利用できる環境である。

### (2) 自治公民館に付属する地域文庫の取組

多くの自治公民館では図書購入費を予算措置しておらず、図書の充実を図ることが難しい。また、図書専用コーナーが設置されていないなど、読書活動を推進する施設として現状は厳しい。須恵区の杉の子文庫は唯一、スタッフの配置も図られ、子どもの参加を促すイベント等の企画も意欲的である。

### 3 学校等の取組

#### (1) 小中学校の取組

全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書量を増やすと共に、読書の質を高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえて読書活動推進に取り組んだ。

町立小中学校が行っている読書推進活動は以下の通りである。

- ①主体的な学習に対応するため、学校図書館の学習情報センターとしての機能の充実や活用に努めるとともに、読書の喜びや楽しさを感じさせ、豊かな心や感性を育成するため、各教科の領域や指導とリンクした図書館の活用を行った。
- ②小・中学校の「朝の読書」や図書資料を活用した調べ学習を継続し、読書の幅を広げ、質を高める取組の充実を図った。
- ③学校の授業等の機会を捉え、ボランティアによる読み聞かせなどを推進した。その際には、町立図書館から貸出を受けた図書も活用した。
- ④家庭と連携したノーテレビデーや家読（うちどく）の取組の充実に努めた。
- ⑤須恵町教育委員会主催の読書感想文コンクールをはじめ、他機関が主催する読書感想文や読書感想画のコンクールを積極的に活用し、児童生徒の読書への興味を喚起し、読書の面白みを味わわせる機会とする。

#### (2) 幼稚園・保育園・認定こども園の取組

町内の幼稚園・保育園・認定こども園等が行っている読書推進活動は以下の通りである。

- ①発達にあった絵本を選び、子どもたちが絵本やおはなしを理解し、楽しさを感じられるように読み聞かせを実施し、本に親しむ機会を提供した。定期的に保護者ボランティアをつのり、保護者による読み聞かせも実施している。
- ②子どもたちにいろいろな分野の絵本に触れさせることで知識を得たり、人の気持ちを感じたりする経験から、言語・表現活動の充実に役立つ保育を実践した。また、絵本の貸出を通して家庭と連携を図り、心豊かな感性の育成に努めた。
- ③講演会の開催やおたよりの発行等を通して、絵本の楽しさを伝える啓発活動を実践した。
- ④町立図書館から団体貸出をうけ、豊富な絵本の提供に努めた。

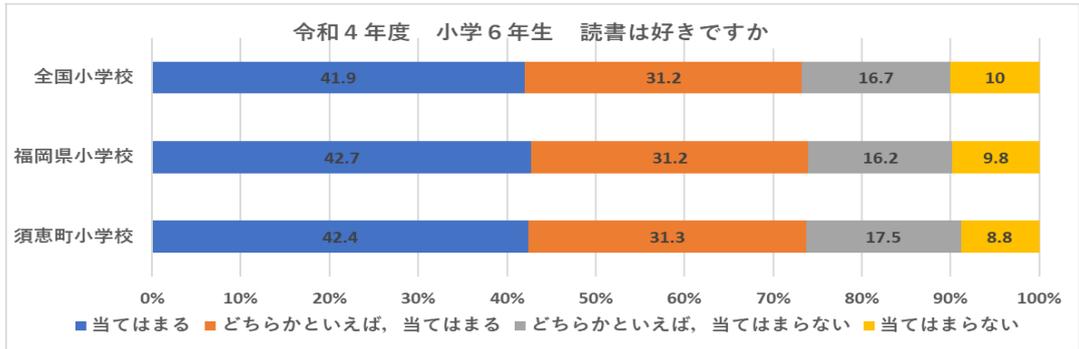
## 第3章 子どもの実態

### 1 全国学力・学習状況調査の結果から見える実態

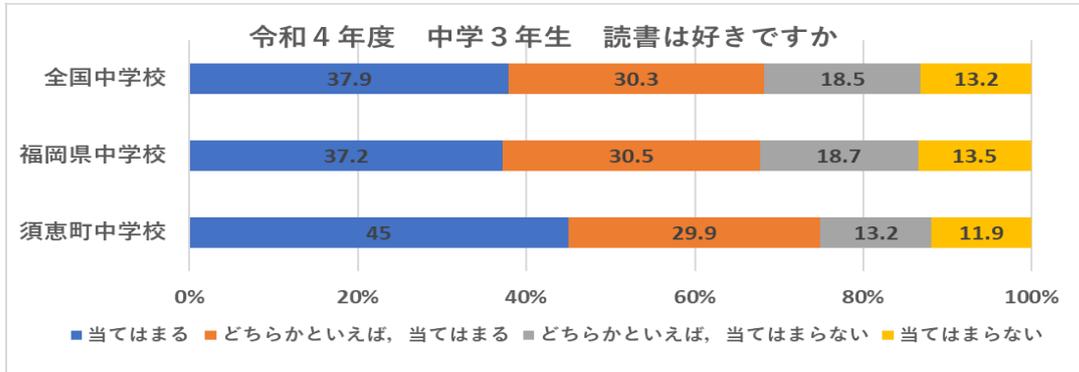
下記の【グラフ1-①】、【グラフ1-②】は、令和4年度の全国学力・学習状況調査における須恵町の児童、生徒の読書についての好意調査である。小学6年生の読書についての好意調査からは、全国及び県との差異はほとんど見られない。中学

3年生については、全国及び県と比較し7%強の高い「読書好き」がみられる。

【グラフ1-①】読書好意調査（小学校）

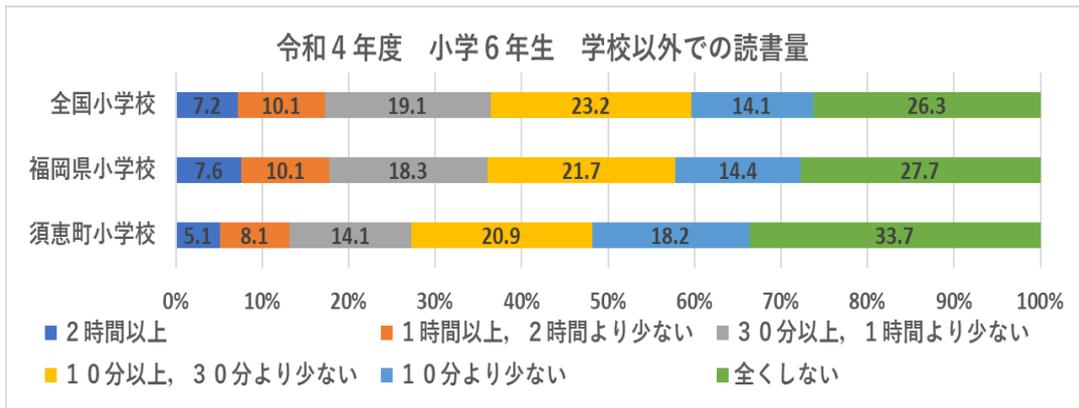


【グラフ1-②】読書好意調査（中学校）

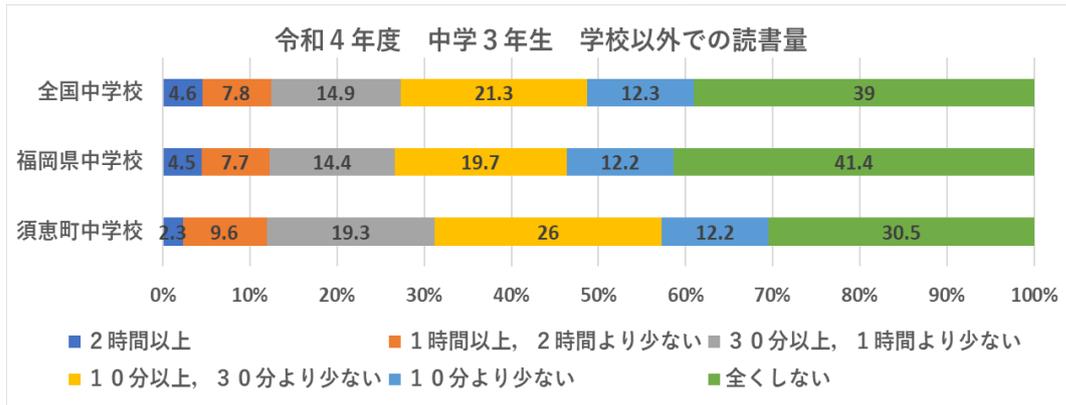


下記の【グラフ2-①】、【グラフ2-②】は、令和4年度の全国学力・学習状況調査における須恵町の児童、生徒の1日の読書時間を取りまとめたものである。小学6年生については、全国、県に比較し読書量が少なく、33.7%の児童が全く読書をしていない。中学3年生については、全国、県に比較し、読書量2時間以上は少ないが、30分以上の読書量についてはむしろ須恵町の中学3年生は多い値を示しており、全く読書していない割合は、国、県と比較し少ない値を示している。つまり、中学3年生は、全国、県に比較して、時間は少ないものの、多くの生徒が本に親しんでいるということが伺える。

【グラフ2-①】読書量調査（小学校）



【グラフ 2 - ②】読書量調査（中学校）

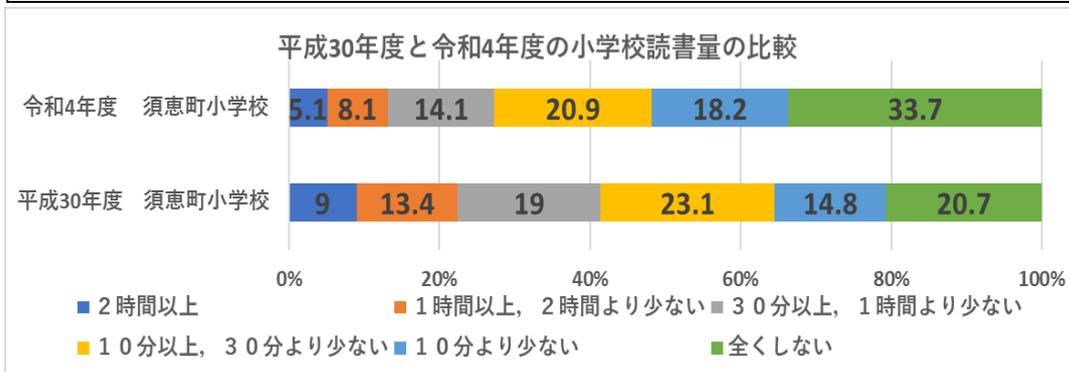


下記の【グラフ 3 - ①】、【グラフ 3 - ②】は、全国学力・学習状況調査における須恵町の児童、生徒の1日の読書時間を平成30年度と令和4年度を比較したものである。

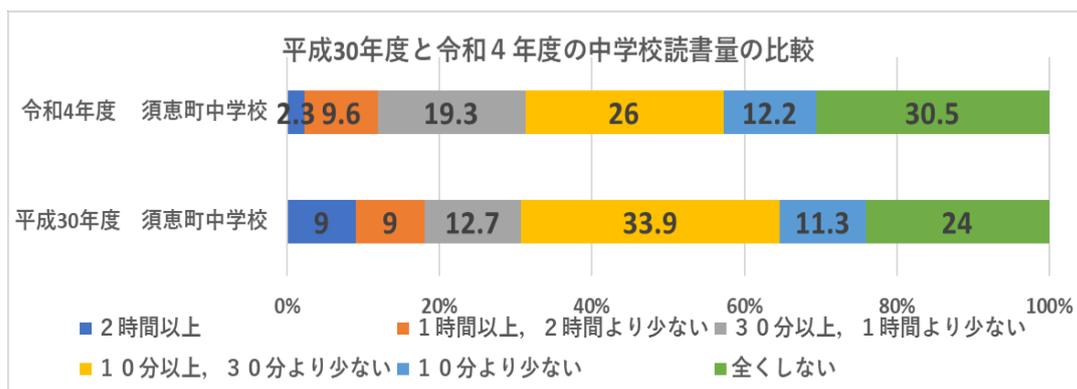
小学6年生については、全体的に読書時間が著しく減少し、「全くしてない」と答えた児童の割合が、13%増えている。

中学3年生についても、全体的に読書時間が著しく減少し、「全くしてない」と答えた生徒の割合が、6%強増えている。前述したように令和4年度の中学3年生は、全国、県と比較すると不読率は少ないが、令和30年度と比べると明らかに多くなっている。

【グラフ 3 - ①】平成30年度と令和4年度の読書量比較（小学校）



【グラフ 3 - ②】平成30年度と令和4年度の読書量比較（中学校）



## 2 新型コロナウイルス感染拡大防止の読書活動への影響

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のために実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限された。また、町立図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされた。こうした状況は、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性がある。
- 令和元年度から令和3年度に、学習意欲が低下する小学生、中学生が増加したとの指摘もあり、読書へ向かう意欲も減退した可能性もある。
- 自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり、調べたりという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながる等、読書は体験活動と連動する側面もあると考えられるが、コロナ禍における体験活動の機会減少が不読率と無縁ではないものとする。

### 第4章 第3次推進計画の基本方針

第5次子ども読書活動推進計画（文部科学省令和5年3月）及び上述の第2次推進計画に基づく実践と子どもの実態を受け、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の4項目を基本方針として、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要がある。

#### <基本方針1> 不読率の低減

前述のとおり、須恵町の子どもの不読率は、全国の実態と同様の傾向がみられる。子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要である。

#### <基本方針2> 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童・生徒は増加している。また、日本語指導を必要とする児童・生徒も今後増加していくことも想定される。さらに、相対的貧困状態にあるとされる子どもも一定程度存在している。本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている子どもたちの存在も明らかになっている。読書活動に当たっても、こうした子どもたちの多様性を受容し、それに対応した取組を行うことが重要である。

#### <基本方針3> デジタル社会に対応した読書環境の整備

デジタル社会へ加速度的に移行してきている。学校にあっては、GIGA スクール構想による学校のICT環境の整備が進められた。子どもの読書活動を推進するにあたり、効果的にICT環境を活用し、押し進める必要がある。

あらゆる分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化は今後ますます

す図られていく。当然に町立図書館、学校図書館においても、運営やサービス提供について、町内各部署とのバランスを図りながら、連携をもって進められて行く必要がある。

#### <基本方針4> 子どもの視点に立った読書活動の推進

読書活動の推進に当たっては、子どもが、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行える環境整備が重要である。ここでは、例えば、「学習のため」「知識や技術を豊かにするため」といった考え方にとらわれず、単に「楽しむため」といったもっと自由性をもった価値観も尊重されている。もちろん、結果として「心を豊かにし、創造的な生き方」に通じることは大いに期待できる。今後アンケート等の様々な手法を組み合わせ、多様な状況の子どもから意見を聴く機会を確保し取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の取組を推進することが重要である。

### 第5章 具体的方策

#### 1 共通事項

##### (1)連携・協力

- 多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である。家庭、学校、保育所、認定こども園、町立図書館等に加え、公民館や地域の文庫等が、それぞれの特質を生かし、効果的に連携・協力することが重要である。<基方2・4>
- 家庭における読書活動に関しては、多様な子どもや多様な家庭状況があることに配慮しつつ、学校、保育所、認定こども園、町立図書館、行政機関（健康増進課等）の様々な機関が連携・協力して、必要な支援を行い、社会全体で支えていくことが重要である。<基方2>
- DXの進展によって、電子書籍等を含む社会教育の学習資源が、学校教育においても最大限に活用される仕組みを構築されることを期待する。<基方3>
- GIGA スクール構想によって、本町における小・中学校においても、一人1台端末の整備、通信ネットワーク環境の整備が進められた。こうした GIGA スクール構想の進展等を踏まえ、多様な読書機会の確保や非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、学校図書館や町立図書館の DX を進める必要がある。まずは、町立の電子図書館が開設され、児童生徒や学校向け電子図書館として、授業での活用はもちろん、日常的な利用促進のためにコンテンツの充実が望まれる。<基方3>

##### (2)人材育成

- 子どもの読書活動推進に関わる各組織、各ボランティア団体等の連携を図る中核となるべくコーディネーターを育て、位置付ける。<基方1・2・4>

- 司書をはじめ町立図書館職員は、図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等、子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもや保護者からの読書に関する相談対応等、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っている。子どもの読書活動の推進に資する安定的なサービスを実施するために必要な専門性等を持った人材の配置、育成が更に進められることを期待する。〈基方1・2・4〉

### (3)普及啓発

- 子どもの読書活動の推進に関しては、家庭、地域、学校等、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動の意義や重要性を理解することが重要である。子どもの読書活動に関して、社会の関心と理解を深めることが求められる。「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」などを通して啓発を行ったり、優れた取組事例や優良な図書の紹介を行ったりする必要がある。〈基方1・2・4〉
- 学校等または町立図書館にあっては、「子ども読書の日」(4月23日)に合わせ、趣旨にふさわしいイベントを開催する。また、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしいイベントを開催する。〈基方1・2・4〉

### (4)発達段階に応じた取組

- 全国調査からは、高校生の不読率は、小・中学生に比して、高い状況が続いており、高校生の不読率の改善が主要な課題となっている。読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されるとの分析がある。前者には、乳幼児期から中学生までの読書習慣形成を促すとともに、後者には大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組、例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組を充実させていくこと等が考えられる。〈基方1〉
- 大人が子どものためにやりたい、効果があると考えることを押し付けるのではなく、子どもの意見を聴くことで、子どもの主体性や意思を尊重し、子どもの気持ちに寄り添った取組を行うことが重要である。〈基方4〉
- 生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階の特徴に応じた読書活動が行われることが重要である。〈基方1・2・4〉(別紙資料3参照)

### (5) 学校種間の移行段階の取組と多様な子どもの読書の可能性を広げる取組

- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組を進めることが重要である。また、乳幼児期においては、紙や布の絵本等を用いるなど、読書活動を推進する上では、発達段階や子どもの状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できるようにすることが望ましい。〈基方1・2・4〉
- 全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学びの

一体的な充実に資するような読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが求められる。そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（アクセシブルな書籍）及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（アクセシブルな電子書籍等）の充実、外国人の子ども等のための多言語対応等を含む、学校図書館、町立図書館等の読書環境の整備が不可欠である。〈基方2・3・4〉

(6)子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもの読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとして、例えば、マンガ、アニメ、ゲーム等の一般的な本以外のものの内容や作者に関連した図書から紹介することを含めて、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介することも読書への関心を高める有効な方法となるので、新たに取組む。〈基方2・4〉
- 子どもの読書活動を推進するうえで、子ども自らが読書活動について学び、お薦めの本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする「図書委員、子ども司書、読書コンシェルジュ」の活動が重要である。各学校にあっては、図書委員等が読書活動の推進となり、自身の幅を広げる環境を整え、委員会活動を支援する。〈基方1・4〉
- 子どもの読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりをこれまで以上に一層生かし、子ども同士での本の紹介や話し合い、批評といった協働的な活動の実施が有効と考えられる。こうした活動は、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができるといった効果が期待できる。具体的な取組として、「読書会」、「ペア読書」、「ストーリーテリング」、「ブックトーク」、「書評合戦（ビブリオバトル）」や「アニメシオン」（別紙資料2）などがあり、これらを行う時間・場所を提供し、環境を整えることにより、子どもの読書への関心を高める。〈基方1・4〉
- 第2次計画以前では、ノーメディアデーの取組を行っていたが、本計画ではその文言を削除した。これまでの方針を転換し、ICTの活用や電子書籍の利用を子どもの読書活動推進のために取り入れることとする。ICTを効果的に活用することで、子どもたちにとって読書活動がより身近で魅力あるものとなる可能性がある。その取り入れ方を更に検討する必要がある。電子書籍の利用やICT機器を利用した新しい形の読書を取り入れていくためには、「Wi-Fi環境の整備」が必要になってくる。全国的にWi-Fi環境を整備した教育機関が増加してきている現状を踏まえて、Wi-Fiの常時設置に向け検討を行う必要がある。〈基方3〉
- 読書感想文コンクール等を通して、子どもの読書活動に関する優良事例の紹介と普及啓発活動を行う。〈基方1・4〉

## (7)民間のボランティア団体や社会教育団体等の読書活動への貢献

- 町内には多数の読書ボランティア団体が存在し、学校や町立図書館を拠点として活動し、子どもの読書活動の推進に貢献している。また、近年、町内企業の経営者有志で組織する「アンビシャス応援団」が町内小中学校に対して図書購入費用を寄付する活動が注目されているように、今後、子どもの読書活動への関心が、社会的な高まりとなり、様々な団体による貢献を期待する。

## 2 家庭における読書活動

### (1)保護者の読書を通じた子育て意識の醸成

- 家庭内でできることとして、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりする等、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である。具体的には、定期的に読書の時間を設け、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりする等、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けること等が考えられる。〈基方4〉

### (2)ブックスタートの取組

- 4か月健診時に、絵本の面白みや意義を体験を通して味わい、絵本を受け取るブックスタート事業が実施されており、子育てに絵本の読み聞かせを取り入れることを推奨している。〈基方1〉

### (3)家庭での読書活動の支援

- 保護者が読書の重要性を認識し、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが望ましい。例えば、以下のような取組が挙げられる。

- ・保護者を対象とした家庭教育に関する講座等の実施
- ・読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等を通じた家族が触れ合う機会の提供
- ・お薦めの本、家庭における読書等に関する情報提供

「家読(うちどく)」は、今後も普及を促し、町内の地域活動としての啓発も期待したい。〈基方1〉

- 電子本と紙本のそれぞれのメリット、デメリットを把握したうえで、適時、適切な利用を促していきたい。〈基方3〉

## 3 地域における読書活動

### (1)町立図書館における読書活動の推進

- 家庭でも学校でもない落ち着ける空間として、子どもたちが立ち寄りやすく、心地よい場所となるよう施設の整備を進める。〈基方1・2・4〉
- 読書の専門機関として、子どもの読書活動推進のため、読書リーダーや読書ボランティアなどの専門的人材の育成に努め、様々な機会を通して支援を行う。〈基方1・2・4〉

- 学校図書館に対して、団体貸出（リクエスト貸出及び長期貸出）について、豊富な資料を提供できるよう努める。〈基方 1・2・4〉
- 幼児から小学校低学年を対象としたおはなし会等を定期的に行い、親子が参加できるイベントを開催する。具体的には、週一回のハンドメイドコーナーや月一回の工作教室、ボランティア団体の協力による「おはなし会」や「あかちゃんおはなし会」を定期的を開催する。
- 「子ども読書の日」や「図書館まつり」の行事において「読書リレー」や「特別工作教室」などの親子で参加できる催しを積極的に開催し、図書館への来館を促し、図書館が子どもたちにとって、身近で、魅力ある場所となるように努める。〈基方 1・4〉
- 町立図書館と健康増進課が連携・協力し行うブックスタート事業は、乳幼児が言葉を獲得するきっかけづくりとなり、重要な施策である。乳幼児への読み聞かせとともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すことで、保護者が乳幼児と向き合い、豊かなふれあいの時間を過ごせるものと期待される。今後、1歳6か月児健診や3歳児健診の場を活用して行われる、セカンドブック等のブックスタートフォローアップ事業も模索したい。ブックスタート事業は町立図書館の利用促進、啓発の機会とも位置付けられる。〈基方 1・4〉
- ヤングアダルトコーナーを充実させるとともにホームページ上で推薦図書の紹介を行う。内外のイベント等の実施においても企画段階から参加を募ったりするなど、高校生等の不読率の低減に努める。〈基方 1〉
- 児童書の核である基本図書を中心に、長い間子どもたちに受け継がれてきた絵本や物語に加え、知識を深める図鑑等のノンフィクションや話題の本など、児童書、ヤングアダルト向け図書のさらなる充実を図る。〈基方 1〉
- 小中学生を対象に図書館見学や職場体験を積極的に受け入れ、図書館が身近なもの意識されるよう大切な機会とする。〈基方 1〉
- 障がいの有無にかかわらず誰もが理解しやすい言葉遣いや文章表現等を心がけた図書館の利用案内に取り組む。令和元年6月に「障害者等の読書環境の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行された。法律の趣旨に鑑み、施設のユニバーサルデザイン化はもとより、点字図書や大活字図書等の充実や支援が必要な子どもたちの読書スペースを確保するなど、利用環境の整備に努める。〈基方 2〉
- 広報活動に努める。特に、毎月の町広報誌「図書館だより」を有効活用し、新刊情報や読書に関わる情報を提供する。また、SNSを活用し旬な情報提供に努める。
- 学校、保育所、認定こども園だけでなく、子どもを対象とした民間団体等への団体貸出を行うことは、多様な子どもたちに読書機会を提供する観点から有効と考え、積極的に推進する。〈基方 2〉

- 読み聞かせは、子どもの読書に関する関心を引き出し、読書活動の習慣化を図ることができるといった効果について啓発を行う。特に、乳幼児の保護者向けに、親子のスキンシップの一つとして、絵本の読み聞かせなどを学ぶ学習講座を開催して、本に親しむ環境をつくる。〈基方 4〉
- 多様な子どもたちが参加できる活動とすることも重要である。例えば、読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の取組に、手話を添えたり、手遊びや歌をまじえたり、様々な言語を併用したりすることが考えられる。その際、ボランティア人材の協力を得るなど、これまでの活動を更に充実させたい。〈基方 2〉
- 近年、急速に普及している電子書籍の活用について調査・研究を行う。他館の情報も得ながら、早期の電子図書館の開設を目指す。また、利用者のニーズや利用状況を適格に把握することで電子図書館の効果的な運営のあり方を探る。ICT環境が充実し、多くの町民がパソコン、タブレット、スマートフォンを使って、その利便性を享受している。今後、町立電子図書館の開設は急務である。

町民にとってのメリットとして次のことがあげられる。

- ・図書館へ出向く必要がなく、手持ちの情報端末上で図書の貸借を行うことができる。返却時期を忘失しても、自動で処理される。また、本の汚損、破損、紛失といったことを心配する必要がない。移動が困難な方、諸事情で時間が取れない方について有益である。具体的には、来館が難しいビジネスパーソンや子育て・介護などをされている方、身体的に来館が困難な方、町立図書館が遠く交通手段に困っている方などにとって新たな読書環境となる。特に、子育て世代の保護者にとって電子書籍は、子どもと一緒に本に親しむ機会が容易なものとなる。それも、紙本と違い、音声読み上げや動画を交えた絵本の利用が可能となり、その利用方法は多様に考えられる。小中学生にとっても、手持ちの端末で容易に利用できるようになる。
- ・電子書籍ならではの文字や絵の拡大も容易である。また、読み上げ機能もあり、利用者の最も適した状態にして情報を得ることができる。（読書バリアフリーの観点から有益である）

情報を提供する図書館として、次のような効果が期待できる。

- ・これまで、図書館利用が叶わなかった町民に対して利用機会を提供できる。
- ・電子図書館の利用を促すことで、図書館利用を促進することができる。
- ・同一資料を多数の町民に対して同時に提供できる。
- ・配架や貸出、返却受け入れ、修復といった人為的な作業を必要とせず、サービスを提供できる。〈基方 3〉

- 学校との連携・協力をさらに強化するため、調べ学習用図書の充実や学校図書館の参考となるように図書リスト等の作成を行う。司書教諭や学校司書、ボランティア団体に研修を行い、学校図書館の活性化を支援する。〈基方 4〉

- これまでの町立図書館の主催する研修は「読書活動の推進」「『読み聞かせ』の効果や技術」といったことを中心に行われてきた。これまでの研修内容に加え、子どもの読書への関心を高め、自ら主体的に読書活動に取り組むための様々なワークショップ（別紙資料2）についての研修も行いたい。＜基方4＞
- レファレンス、調べ学習、読書相談に積極的に対応する。時に、生涯学習の視点から「調べ方を学ぶ」助言など、個々の子どもに応じてレファレンスを行っていく。＜基方4＞
- 町立図書館は運営状況に関する評価（内部評価、外部評価）が求められている。運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うと同時に利用者による評価も積極的に取り入れ、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める必要がある。子どもから意見聴取する機会等を積極的に確保し、子どもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集に努めるとともに、子どもの目線に立った図書館環境デザインを図る。＜基方1・2・4＞

## (2) 校区コミュニティや自治公民館及び地域文庫における読書活動の推進

- 須恵町は他市町に先駆けて校区コミュニティの活動が充実している。今後、校区コミュニティや自治公民館における読書活動の推進が期待される。その際、町立図書館との連携を強化し、本の長期貸借や除籍本の有効活用も考えられる。＜基方2＞
- 既存の行事に言葉や心を育てる「絵本とわらべうた」などの場面を企画し、親子がふれあいながら楽しむ読書環境づくりに努め、子ども読書活動の大切さを啓発するとともに読書の習慣化に取り組む。＜基方2・4＞
- 読書ボランティアは、子どもの読書活動推進において重要な役割を担うとともに、地域における読書活動推進の柱となる存在である。読書ボランティアと連携して、「おはなしひろば（おはなし会）」を定例的に実施する。＜基方4＞
- 町立図書館による団体貸出を活用し、自治公民館読書コーナーの設置を進める。＜基方4＞

## (3) 学童保育や放課後児童クラブにおける読書活動の推進

- 園児や児童を伴って定期的に町立図書館を訪問し、多くの本に触れさせ、子どもの図書館利用を促す。また、団体貸出を利用し、読書環境の充実に努め、児童の読書への興味関心を高めるとともに読書の機会を提供する。＜基方2＞
- 指導員による読み聞かせや読書会を定期的実施し、子どもが本に親しむ機会を積極的に設ける。＜基方4＞

## 4 学校等における読書活動

### (1) 学校図書館の資料の充実

- 学校図書館の読書環境の整備や蔵書構成の充実に努める必要がある。＜基方4＞

- 学校図書館資料が常に利用価値のある図書であるためには、計画的な資料収集だけでなく、計画的な資料廃棄が必要である。〈基方 1・4〉
- (2)「朝の読書」の実施
  - 朝の始業時間前に全校一斉の読書活動の時間を設ける「朝の読書」は、1日の始まりの学習への気持ちの切替えなど、様々な効果があることが認識されている。子どもの読書習慣を確立するとともに不読率の改善という点からも取組を続ける。〈基方 1〉
- (3)読書ボランティアの活用
  - 学校図書館の活性化を図るために保護者や地域ボランティア団体との連携を強化し、魅力ある学校図書館づくりを進める。〈基方 4〉
- (4)町立図書館や他の学校との相互貸借による本の活用
  - 限られた図書等を有効に活用するために、町立図書館や他の学校との相互貸借を積極的にすすめ、より多くの図書に触れる機会を作る。そのために、蔵書データ等の情報を共有し効率的・効果的なネットワークが形成されることが望ましい。〈基方 1・3・4〉
- (5)学校教育における様々な場面で読書活動の推進
  - 「子どもの読書週間」や「読書週間」に合わせてイベントを行い、子どもたちの読書に対する意識づけ、意欲向上を図る。〈基方 4〉
  - 学習指導要領改訂により、学校の教育活動の全体を通して、情報を求める力、情報を使う力である情報リテラシーの育成が求められている。子どもの読書活動はその為の重要な位置づけとなる。〈基方 4〉
  - 委員会活動を生かし、子どもの主体的な活動により読書活動を活性化する。例えば、図書委員による読書推進活動等、子ども同士の協働的な活動を重視することで、子どもが主体となって進める取組を促進することができる。〈基方 4〉
  - 表彰事業としての「読書感想文コンクール」は引き続き、啓発と充実に努める。その際、優秀感想文を広く紹介し、この取組の奨励を図ることが重要である。〈基方 4〉
- (6)町内学校間で、情報交換を常に行い、図書館運営の活性化
  - 不読率の改善の為、学校種間の移行段階に着目した取組として、学校図書館に関するオリエンテーションの工夫、興味のない子どもに親しみを抱かせる講座や体験活動等の充実に努める。また、小学校1年生の不読率に就学前の読み聞かせの実施が影響を与えているとの指摘もあり、乳幼児期からの読み聞かせを様々な機会をとおして行うことが重要である。〈基方 1〉
- (7)司書教諭や学校司書に対する研修の実施
  - 「読書バリアフリー法」や「読書バリアフリー基本計画」に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備する等、多様な子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを実現させるために、教師、保育士、学校司書、司書等に求められる

スキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化している。こうしたニーズに対応できるように、研修その他の適切な措置を講ずる。〈基方2〉

- 司書教諭、学校司書、教諭は連携して、学校図書館を中心とした読書活動を推進する必要がある。他機関が実施する研修会にも積極的に参加し、学校図書館の「学習支援センター」「読書センター」「情報センター」としての機能向上に努める。〈基方4〉
- 各学校における校内研修や研究会等を通じ、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例が共有され、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実、教職員間の連携を促すことができると考えられる。〈基方4〉
- 司書教諭、学校司書のみならず、学校での取組に関わる多種多様な人材の資質向上のために研修等を充実させる必要がある。特に、子どもたちに日常的に最もよく接する一般の教師が読書活動の重要性を認識し、子どもたちに働き掛けることが期待される。全国的な課題となっている司書教諭、学校司書の各学校における位置づけと、処遇改善は本町においても検討されたい。〈基方4〉

#### (8)幼稚園、保育所、認定こども園における読書活動の推進

- 乳幼児期において、本の読み聞かせをはじめ、本に触れることは、子どもの情操を養ううえで有効であり、その後の読書習慣化にも役立つ。保育士による読み聞かせはもちろん、これまで実施してきている保護者ボランティアによる読み聞かせを充実させていきたい。また、園内に設置する絵本コーナーは、町立図書館からの団体貸出を活用するなどして、定期的に入れ替え、園児にとって魅力あるコーナーづくりに努める。〈基方1・2・4〉

—付録—（別紙資料1）

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読

書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書への関心を高める取組例

- [読み聞かせ] 大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う活動も取り入れていきたい。
- [お話（ストーリーテリング）] 語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。
- [ブックトーク] 本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。
- [読書会] 数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。
- [書評合戦（ビブリオバトル）] 発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。
- [pitch トーク] テーマを決めて、各自が読んだ本を、短くプレゼンする取組。ビブリオバトルの形式を取っても良い。
- [ペア読書] 二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。
- [味見読書] グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。
- [ブッククラブ] 同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。
- [リテラチャー・サークル] 3～5人のグループになり、同じ本を各自が違う役割をもって読んだ後に、話し合う取組。役割には、「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等があり、1冊を何回かに分けて読む。
- [アニメーション] 子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

- [本探しゲーム] お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思いがけない本と出会うことができる。
- [読書の記録] 読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子供の関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に十分な配慮が必要である。
- [図書委員、読書リーダー等の読書推進活動] 子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。
- [子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組] 参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。
- [読書新聞や読書ポスター、POP や本の帯の作成] 読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式の POP や本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。
- [自分も書き手となる自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する想い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組] 自分が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子供が読むことが可能になる。
- [映画等と原作の比較] 原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切っても良い。
- [回し読み新聞] みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかプレゼンを行う。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

### 読書に関する発達段階の特徴

読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば以下のような傾向があるとの指摘がある。

- 就学前の時期（おおむね6歳頃まで） 乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
- 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）
  - ・ 低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
  - ・ 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
  - ・ 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。
- 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
- 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。
- 他方、子どもの発達段階は多様であり、個々の子どもの状況等を十分に勘案した上で、乳幼児期からの切れ目ない読書活動の推進を目指すことが重要である。



第三次須恵町子ども読書活動推進計画

発行 令和6年3月  
編集・発行 須恵町教育委員会

〒 811-2114

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

TEL 092-932-1151

FAX 092-933-6579